

松尾地区自主防災会防災計画

平成 24 年 1 月 20 日 策定

1 目的

この計画は、松尾地区自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 避難に関すること。
- (7) 出火防止、初期消火に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 災害時要援護者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため組織を編成する。

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、火災、風水害等についての知識に関すること。
- ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④ 地震発生後 3 日間における活動の重要性に関すること。
- ⑤ 食糧等を 3 日分確保することの重要性に関すること。
- ⑥ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

- ① 広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- ② 研修会、講演会、映画会等の開催
- ③ 防災訓練

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の行事に付随する形式で随時実施する。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次のとおり地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

- ① 危険地域、区域、箇所等
- ② 地域の防災施設、設備
- ③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握の方法

- ① 飯田市地域防災計画
- ② 研修会、講演会等の開催（経験者からの聞き取り）
- ③ 災害記録

6 防災訓練

大規模地震等の災害に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別（活動班別）訓練、総合訓練及び図上訓練とする。

① 個別（活動班別）訓練

- ア 情報収集・伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 避難訓練・避難所設置訓練
- エ 救出・救助・救護訓練
- オ 給食・給水訓練

② 総合訓練

総合訓練は、飯田市地震防災訓練にあわせて実施するものとする。

③ 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(2) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(3) 訓練の時期及び回数

- ① 原則として、春季及び秋季の火災予防運動期間中又は防災の日の近辺に実施する。
- ② 総合訓練にあっては年1回以上、個別訓練にあっては随時実施する。

7 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次のとおり行う。

(1) 情報の収集・伝達

総務情報班は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集する

とともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、無線機（防災・アマチュア）、伝令等による。

8 避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次のとおり避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

自主防災会会長は、市長が避難指示及び勧告等を発令したとき、又は自主防災会会長が必要であると認めたとき、避難交通班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難交通班は、自主防災会会長の避難誘導の指示を受けたときは、地域住民を別に定める避難所等に誘導する。

(3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所の管理・運営については、別に定めるマニュアルに基づき、避難所設営班が行うものとする。

9 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくすることにつながるので、各家庭における出火防止の徹底を図るための啓発活動を行う。

(2) 初期消火対策

地域内で火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材を配備する。

① 可搬式（小型）動力ポンプの防火水槽付近への配備（消防団対応）

② 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

10 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に協力する。

(2) 医療機関への連絡

負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

(3) 防災関係機関の出動要請

防災関係機関による救出を要するものであると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

11 給食・給水

(1) 給食の実施

救護生活班は、市から配布された食糧、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受

けた食糧等の配分、炊き出し等による給食活動を行う。

(2) 給水の実施

救護生活班は、市から配布された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

12 災害時要援護者対策

(1) 災害時要援護者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者台帳・マップ等を作成し、行政、民生児童委員、訪問介護員、ボランティア等と連絡を取り合い定期的に更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し、訓練等に反映させる。

13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

14 防災資機材等

防災資機材等を計画的に備蓄し、定期点検を実施する。

15 防災マニュアルの策定

① 本計画の目的を達成するため、また、2～14の計画事項を実践するために、「松尾地区防災マニュアル」(以下「マニュアル」という。)を策定する。

② マニュアルは、防災訓練の反省、役員改選等を踏まえて、毎年見直すものとする。

③ マニュアルは、松尾地区災害対策本部の本部員に配布するものとし、役員改選等により本部員が交代するときは、旧役員のマニュアルを新役員へ引き継ぐものとする。